

3 関係業務への影響・留意事項

(1) 都道府県

① 事業所届出事項の変更への対応

届け出項目の変更に対応し、管理システムへの項目追加と、国保連への事業者台帳情報として通知する情報項目の追加が必要となる。

なお、平成15年4月からの体制については3月中に受け付けることとなるため、システムの移行、届け出受付登録等が円滑に行われるよう留意する必要がある。

② サービスコード体系の変更による各種給付実績集計の変更

都道府県のレベルで給付実績の統計等を行っている場合は、保険者と同様の注意が必要である。

(2) 保険者

① 国保連からの給付実績通知のインタフェース変更への対応

介護給付費明細書の食事費用欄・特定診療費欄の変更に伴い、国保連から通知される給付実績のレイアウトが変更となる。

② 給付事務

償還払等の給付事務に関し、報酬単位数の変更、算定方法の変更等に対応した事務処理の見直しが必要となる。

③ サービスコード体系の変更による各種給付実績集計の変更

サービスコード体系の変更に伴い、保険者において独自に行っている集計等の見直しが必要となる。

④ 利用者自己作成計画の受付

利用者自己作成計画の受付について、居宅介護支援事業者の計画作成時と同様の点について留意が必要となる。

(3) 居宅介護支援事業者

① サービス計画の作成

サービス体系の変更に対応したサービス計画の作成を行う必要がある。

また、新たなサービスの体系を前提として、通院時等の乗降介助の必要性や通所サービスの時間延長の必要性等についてアセスメント時の検討が新たに必要となる。

なおシステムでアセスメント結果から計画作成までを行っている場合においては、システムの変更が確実に行われるよう留意する。

② 支給限度額管理

報酬単位数変更に対応し、支給限度額管理が確実に行えるようにする必要がある。

③ サービス体系とサービス事業所の体制の把握

計画に位置付けるサービス事業所の体制等について、変更後の体制等の届け出事項を把握し、限度額計算等において支障がおきないように留意する。

届出事項の変更に伴い、WAM-NETの事業所情報についても変更される予定。

(4) 介護サービス事業者

① 報酬計算の変更

報酬単位数・サービスコードの変更に対応した請求処理が必要となる。

② 居住費の計算（介護老人福祉施設のみ）

報酬計算において低所得者に対する報酬の算定等について、日常生活費の額、社会福祉法人の減免などのケースに応じた徴収が必要となる。

（→資料4：居住費の考え方参照）

③ 食事費用欄の変更（施設のみ）

施設の介護給付費明細書食事費用欄の変更に対応した請求が必要となる。

④ 特定診療費欄の変更（病院・診療所における短期入所療養介護及び介護療養型医療施設のみ）

介護給付費明細書特定診療費欄の変更に対応した請求が必要となる。

⑤ 定員超過・人員基準欠如の場合の請求

定員超過・人員基準欠如の場合に設定するサービスコードが変更となる。

⑥ 領収証等の変更（介護老人福祉施設のみ）

居住費の徴収にあたり、消費税の扱い、医療費控除対象の扱いを考慮した記載を行う必要がある。

消費税・医療費控除の扱いについては別途示す予定。

サービス提供証明書については、介護給付費明細書様式の変更に準じて様式を見直す必要がある。

⑦ 体制等の届出

廃止・新設される届出事項に関連して、届出の要否を判断し平成15年3月に必要な届出を行う必要がある。